

## 令和6年度第2回国分寺市障害者施策推進協議会

日 時:令和6年8月30日(金)午後6時00分～午後8時00分  
場 所:cocobunji プラザ リオンホール

### 【委員】(敬称略)

大塚 晃(会長) (識見を有する者)  
小堺 幸恵(副会長) (市内の地域活動支援センターの代表者)  
阿部 陽一郎 (市内の障害者団体の代表者)  
大谷 祐人 (市内に住む障害者又は市内に住む障害者若しくは障害児の家族)  
松本 晴久 (市内に住む障害者又は市内に住む障害者若しくは障害児の家族)  
境 和雄 (障害者等の就労支援を行う市内の関係機関の代表者)  
加世田 和明 (特別支援学校の教員)  
天野 徹 (民生委員の代表者)

司会・進行:大塚 晃(会長)

### 【事務局】

福祉部長(玉井)  
福祉部 障害福祉課長(宮外)  
教育部 学校教育担当課長(關)  
福祉部 障害福祉課計画係長(伊藤)  
福祉部 障害福祉課生活支援係長(小池)  
福祉部 障害福祉課相談支援係長(齊藤)  
福祉部 障害福祉課事業推進係長(千田)  
福祉部 障害福祉課計画係員(吉岡)

### 【当日欠席】

増田 径子 (識見を有する者)

**【次第】**

- 1 開会
- 2 審議事項
  - 1) 国分寺市障害者計画、国分寺市障害福祉計画及び国分寺市障害児福祉計画の評価に関すること（諮問第1号）について
- 3 その他
- 4 閉会

**【資料一覧】**

◆事前配付

【資料1】 答申書（案）

【資料2】 国分寺市障害者計画実施計画施策評価票（令和3年度～令和5年度）

◆当日配布

- ・席次表
- ・令和6年度第1回国分寺市障害者施策推進協議会会議録
- ・令和6年度第3回国分寺市障害者施策推進協議会開催通知

【開会】

大塚会長： はい。皆さんこんばんは。ただいまから令和6年度第2回国分寺市障害者施策推進協議会を始めたいと思います。よろしく願いいたします。まず会議成立の確認及び配付資料等の確認をお願いいたします。

事務局： それでは開会にあたりまして、会議の成立を確認させていただきます。本協議会設置条例第6条第2項の規定によりまして、会議につきましては、委員9名のうちの過半数の出席をもって成立いたします。本日、本協議会会長の大家様がオンラインでの参加となります。また、増田委員ですが、体調不良のため欠席とのご連絡をいただいております。現時点で8名の委員にご出席いただいておりますので、会議成立となります。続きまして、資料の確認をさせていただきます。事前にお送りさせていただいた資料は、令和6年度第2回国分寺市障害者施策推進協議会次第、資料1、答申書（案）。資料2、国分寺市障害者計画実施計画施策評価票（令和3年度～令和5年度）です。それから、本日机上に配布させていただいた資料は、席次表、6月14日に開催いたしました、令和6年度第1回国分寺市障害者施策推進協議会会議録確定版。次回の令和6年度第3回国分寺市障害者施策推進協議会の開催通知となります。また、参考資料として、前計画の冊子と、前回協議会の資料であった、国分寺市障害者計画実施計画達成状況評価報告書（令和3年度～令和5年度）、国分寺市障害（児）福祉計画達成状況評価報告書（令和3年度～令和5年度）を机上配布しております。なお、計画の冊子は、本日の会議終了後、机の上に置いたままお帰りいただきますようお願いいたします。お配りした資料は以上でございます。すべてお手元でございますでしょうか。では続きまして、協議会の進行上の注意点につきまして、ご説明させていただきます。本協議会は、原則として、会議を公開、資料及び議事録も公開としており、皆様のご発言を正確に記録させていただくために録音をさせていただきますので、ご了承ください。ご発言の際には挙手していただきまして、副会長の指名がございましたら、私がマイクをお渡ししますので、初めにお名前を言っていただいておりますようお願いいたします。

事務局： 本日も、令和5年度の事業の施策の評価になりますので、ぜひ皆様から、評価を確定させていくためご協力を頂戴したいと思います。協議を進めていくにあたり、資料の説明に多少長くお時間を頂戴することがございます。説明の間については、最後までお聞き取りいただきまして、協議のお時間の中でご発言を賜ればと思っております。事務局からは以上です。

大塚会長： はい。ありがとうございました。それでは審議事項に移りたいと思います。審議事項の1です。国分寺市障害者計画、国分寺市障害福祉計画及び国分寺市障害児福祉計画の進行管理評価等に関する諮問第1号、これも含めて事務局から説明をお願いいたします。

事務局： 審議事項1の資料についてご説明をさせていただきます。なお、この先国分寺市障害者計画実施計画につきましては、「実施計画」と、国分寺市障害福祉計画につきましては、「障害福祉計画」と、国分寺市障害児福祉計画につきましては、「障害児福祉計画」と省略し、ご説明をさせていただきます。それでは、事前に配布している資料1の答申書（案）をご覧ください。こちらは前回の協議会でお示しさせていただきました実施計画達成状況評価報告書、（令和3年度～5年度）と、資料2の実施計画施策評価票（令和3年度～令和5年度）を基に作成しているものとなります。こちら資料1の答申書が最終的に本協議会からの評価となります。本日は特にこの資料1の答申書（案）についてご意見をいただきたいところでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。なお、資料2の実施計画施策評価票（令和3年度～令和5年度）につきましては、実施計画の基本目標に基づく分野ごとに施策評価票を設けておりまして、分野ごとの目標達成評価をまとめた資料となっております。本日はこの資料1資料2を基にご説明させていただきます。

それでは資料1の答申書(案)の全体の構成から簡単に説明させていただきます。

資料1、答申書(案)の1ページとなります。1番のはじめにでございます。今回の答申の対象である実施計画、障害福祉計画、障害児福祉計画が、令和3年度からの3年間の計画期間となっており、この間、大きく進展のあった、重層的支援体制整備事業関連を記載するとともに、昨今の福祉における総合的な流れを記載させていただきまして、結びを次期計画において、障害者施策の計画的な推進に取り組まれたいとさせていただいているところでございます。

続きまして2ページとなります。2番、進行管理及び全体評価について、こちらは実施計画と障害福祉計画、障害児福祉計画の実績に関して、全体的な評価を記載しております。

続きまして3ページの3、実施計画基本目標別実績評価について、こちらは基本目標ごとの評価等を記載させていただいております。ページ飛びまして6ページとなります。6ページの4番、障害福祉計画等成果目標別実績評価について、こちら障害福祉計画及び障害児福祉計画に設定されている成果目標ごとに評価等をまとめさせていただいております。8ページとなります。8ページの5、今後に向けて、につきましては、全体の結びとしてまとめているところでございます。全体的な構成は以上となりまして、詳細の説明に入らせていただきます。

資料1の3ページにお戻りいただければと思います。3ページの3、実施計画基本目標別実績評価について、こちら基本目標ごとに抜粋し、概要をご説明させていただきます。(1)基本目標の1、自分らしい暮らしへの支援体制づくり、こちらにつきましては、令和5年1月に開設された福祉の総合相談窓口について、令和5年度は通年で運用され、一定の成果を得ることができている。重層的支援体制整備事業の本格実施により、多機関協働事業による支援会議を始め、支援者に対する支援を充実させることで、複雑、複合化した課題を抱えたケースに取り組む際の協力体制が強化されており、相談体制の充実が図られたと評価できる。また、地域生活支援拠点等の整備により、障害のある人が個々のニーズに合わせて日常生活または社会生活を送ることができる体制整備が進められた点が評価できる。さらに相談支援事業の整備体制においては、新たにプロジェクトチームを立ち上げ、各相談支援事業所が、人員体制を強化するために、協議が進められている。一方で、希望するすべての人が、計画相談支援事業を利用できるようにすることが課題となっており、次期計画期間内においては、相談支援事業所及び相談支援専門員の増加に向けて努められたいとしております。こちら答申の全文ではなく一部抜粋してご報告させていただいているところでございます。こちら答申書の基本目標1の根拠となります。資料2の施策評価票の4ページをご覧ください。分野1生活支援の目標について、障害のある人が個々のニーズに合わせて、日常生活又は社会生活を送れるよう、手当、医療費の助成など経済的な支援の充実を図るとともに、障害者地域自立支援協議会等を活用して居住支援に取り組みます。また、相談支援体制の整備、関係機関のネットワークの構築を図りますという目標を掲げております。この目標に対しまして、福祉の総合相談窓口の開設や、重層的支援体制整備事業の本格実施により、相談体制の充実が図られたこと。また、障害者地域自立支援協議会において検討を続けてきたミドルステイを令和5年度より実施したこと等評価できる事業がある一方で、希望するすべての人が、計画相談支援事業を利用できるようにすることが課題であり、達成状況評価をBのおおむね達成したとしており、答申書の結びを、次期計画の期間内においては、相談支援事業所及び相談支援専門員の増加に向けて努められたいとしていただいております。

続きまして分野2の保健・医療の目標につきましては、資料2の5ページに記載しております。障害のある人の健康維持や、地域において適切な医療を受けられるよう、保健・医療・福祉の連携のもと、障害の特性に応じた支援体制の整備という目標を掲げています。この分野の重点事業につきましては、計画期間の3

年間におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業の実施に工夫を強いられた経緯がございますが、いずれの事業においても令和5年度には、おおむね目標達成に至っているところであり、達成状況評価をBのおおむね達成したとしております。

続きまして基本目標2、自分らしい社会参加や学びへの支援のところになります。資料1に戻っていただきまして、資料1の答申書(案)の、4ページをご覧ください。(2)の基本目標2のところを抜粋して読ませていただきます。実施計画前期の計画期間内において、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた重点事業があるが、令和5年度にはおおむね目標達成に至っている。発達の遅れに関する不安を掲げる抱える保護者が増えていることを背景に、療育に関する需要は高まっており、児童発達支援センターへの移行を契機に、より効果的な支援が展開できるよう、様々な早期療育に関するニーズを検証し、児童のライフステージに応じた切れ目のない支援のさらなる充実に向けて取り組まれたいとしております。こちらの根拠としております分野1、教育・文化芸術活動・スポーツ等の目標は、資料2のところになります。資料2の6ページとなります。一人ひとりに応じた療育や教育を受けられる体制を整えるとともに、生涯にわたり多様な学習機会や社会参加の場を提供し、社会参加を促進しますと、目標を掲げております。この分野の重点事業につきましては、答申書(案)にも記載の通り、計画期間の3年間において、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業がございますが、こちらも令和5年度にはおおむね目標達成に至っており、達成状況評価をBのおおむね達成したとしております。なお、答申の方には、療育に関する事業は高まっており、児童発達支援センターへの移行を契機に、より効果的な支援が展開できるよう、様々な早期教育に関するニーズを検証し、児童のライフステージに応じた切れ目のない支援のさらなる充実に向けて取り組まれたいと、つくしんぼ事業について、末尾に触れているところでございます。

続きまして答申書(案)の(3)基本目標3、自分らしい働き方への支援、資料1の答申書(案)の4ページの抜粋となります。こちら障害者就労支援センター利用登録者数は年々増加しており、令和5年度には310人と、目標数値290人を大幅に上回り、定着支援が促進されたと評価できる。その他、市における障害者就労施設等からの優先調達実績総額は過去最高の実績となり、工賃向上に繋がる優先調達の推進が図られている。今後も、障害のある人が希望に沿った仕事に就き、働き続けられるための、さらなる支援の拡大に取り組まれたいとしております。こちらの根拠としている分野1、雇用・就業の目標は、資料2の施策評価票の7ページとなります。一般就労及び福祉的就労において、障害のある人が能力や適性に応じて仕事に就き、働き続けられるように支援します。障害福祉サービスの充実や障害者就労支援センターの機能強化を図るとともに、障害者地域自立支援協議会の就労支援部会を中心とした様々な取り組みを関係機関と連携して推進していきますとしております。この目標に対しまして障害者就労支援センター利用登録者数は、前の計画期間からも継続して増加しておりまして、目標数値を大幅に上回ることができていること。また、地域活性化包括連携協定を活用した商業施設での物品販売会では、販売日数の拡大や、障害者週間行事とのコラボ企画等の実施と、福祉的就労の充実が図られていること。さらに、障害者就労施設等からの優先調達について、調達実績総額は、令和2年度の約5,300万円から、令和5年度には約6,000万円と大幅に増えまして、過去最高の実績となり、優先調達が推進されていることから、こちら達成状況評価をAの目標以上に達成したとしております。

続きまして(4)基本目標4、ともに生きる地域社会づくり、資料1の答申書(案)5ページの抜粋となります。こちらユニバーサルデザインに配慮した市報へ見直されており、障害のある方が市の情報をより取得しやすくするための環境整備が進められている。令和7年1月の市役所新庁舎供用開始に合わせた情報提供体制及び意思疎通支援のさらなる充実に向け取り組まれたい。防災対策の推進

に係る重点事業におきましては、避難行動要支援者登録制度に基づく安否確認訓練、震災総合防災訓練事業を毎年実施しているが、令和6年1月に発生した能登半島地震により、福祉避難所が開設できない施設が相次ぐ等の問題を受けて、災害時における安否確認体制整備や、障害のある人に対する適切な避難支援の必要性はより一層高まっている。いつ発生してもおかしくない災害発生に備えて、防災福祉、公共施設所管課等が連携して、障害がある人を初めとした要配慮者の避難に係る課題を共有し、具体的な方策の検討を進められたい。次期計画期間内においては、障害者差別に関する相談体制、障害者差別解消支援地域協議会設置に向けて取り組まれたいとしております。こちらの根拠としております分野1の情報アクセシビリティの目標につきましては、資料2の施策評価票8ページとなります。目標は、福祉サービスや地域生活に関する情報を、多様な媒体を活用して発信しますとしております。この目標に対して、ユニバーサルデザインに配慮した市報へと見直されており、障害がある方が、市の情報をより取得しやすくなるための環境整備が進められていること。意思疎通支援の充実に係る重点事業について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも、実質目標達成に至っていることから、達成状況評価をAの目標以上に達成したとしております。なお本分野におきまして、答申に令和7年1月の市役所新庁舎供用開始に合わせた情報提供体制及び意思疎通支援のさらなる充実に向け取り組まれたいと触れているところでございます。

続きまして分野2になります。こちらは資料2 施策評価票の9ページでございます。誰もが自由に外出し、行きたい場所に行ける環境を整備しますという目標を掲げています。この目標に対して、バリアフリー基本構想が令和3年度に策定され、令和4年度には基本構想に基づく特定事業計画が策定、特定事業計画の進捗状況の確認が進められているところです。また鉄道会社との鉄道駅のバリアフリー化に向けた協議が行われており、安全かつ利用しやすい環境の整備に向けた協議や取り組みが行われていることから、達成状況評価をBのおおむね達成したとしております。

続きまして分野3になります。安全・安心の目標でございます。こちら資料2 施策評価票10ページでございます。地域で安心して暮らすことのできる環境を整備しますという目標を掲げています。こちら、防犯対策の推進に係る重点事業につきましては、いずれも目標を達成している一方で、防災対策の推進に係る重点事業においては、避難行動要支援者登録制度に基づく安否確認訓練、震災総合防災訓練事業を毎年実施しているものの、目標達成に至らなかった重点事業があることから、達成状況評価をBのおおむね達成したとしていたところでございます。さらに答申には、令和6年1月に発生した能登半島地震により、福祉避難所が開設できない施設が相次ぐ等の問題を受け、災害時における安否確認体制整備や障害のある人に対する適切な避難支援の必要性はより一層高まっている。いつ発生してもおかしくない災害発生に備えて、防災、福祉、公共施設所管課等が連携して、障害がある人を初めとした要配慮者の避難に係る課題を共有し、具体的な方策の検討を進められたいと、触れているところでございます。

続きまして分野4でございます。分野4の差別の解消及び権利擁護の推進の目標は、資料2の施策評価票11ページとなります。障害を理由とする差別が生じることなく、権利が守られる体制を整備しますと、いう目標を掲げています。この目標に対して、権利擁護の推進に係る重点事業については、いずれも目標達成している一方で、心のバリアフリーの推進に係る重点事業のうち、障害者差別に関する相談体制、障害者差別解消支援地域協議会の設置に向けた取り組みについては、今後具体化していく必要があることから、達成状況評価をBのおおむね達成したとしており、答申にも、次期計画の期間内においては、障害者差別に関する相談体制、障害者差別解消支援地域協議会の設置に向けて取り組まれたいと、触れているところでございます。

続きまして(5)基本目標の5、自立を支援する人づくり、資料1、答申書

(案)の5ページになります。こちらの答申の内容ですが、サービスを担う人材の養成と確保に係る重点事業においては、同行援護、従業者養成研修及び知的障害者ガイドヘルパー養成研修を、令和4年度より、市が主催で実施し、福祉を支える人材の養成確保に取り組んだことは評価できる。しかし依然として福祉人材の確保には様々な課題が残っているため、次年度以降も、福祉に関心のある方が活動を起こすきっかけとなるガイドヘルパーや同行援護従業者研修を通して従事者の育成に取り組み、障害のある方の自立した生活や余暇活動等の社会参加の支援に努められたいとしております。こちら分野1、人材の養成と確保の目標につきましては、資料2の施策評価票12ページとなります。こちらの目標は、サービスの拡大と質の向上を図るために、福祉を支える人材の養成・確保に取り組むと目標を掲げています。この目標に対して、障害理解・病気理解の促進に係る重点事業については、学校、保育所、学童保育所において、必要な研修の受講、人材育成の取組は継続している。またサービスを担う人材の養成と確保に係る重点事業においては、同行援護従業者養成研修及び知的障害者ガイドヘルパー養成研修を令和4年度より、市が主催で実施し、福祉を支える人材の養成確保に取り組んだことは評価できる。しかし依然として福祉人材の確保には様々な課題が残っており、達成状況評価をBもおおむね達成したとしており、答申の結びの部分も、次年度以降も、福祉に関心のある方が活動を起こすきっかけとなるガイドヘルパーや同行援護従業者研修を通して、従事者の育成に取り組み、障害のある方の自立した生活や余暇活動等の社会参加の支援に努められたいとしております。ここまで資料1の答申書(案)における実施計画の基本目標別実績評価についてとなります。

続きまして答申の4、福祉計画の成果目標別実績評価について、ご説明させていただきます。なお、障害福祉計画等の成果目標ごとの達成状況評価につきましては、前回の第1回の協議会でご説明させていただいたため、その部分は割愛し、答申書(案)のみご報告とさせていただきます。資料1、6ページの成果目標の①、福祉施設の入所者の地域生活への移行でございます。こちら地域移行の受け皿となるグループホームの整備が進んだことで、新規の施設入所者数は少なくなり、目標を大幅に達成している。一方、令和3年度から令和5年度にかけて、施設から地域生活への移行者数は少数にとどまっている。次期計画においても、障害者基幹相談支援センター及び相談支援事業所等と連携しながら、施設入所者の地域生活への移行に関するニーズ調査に向けて検討を行い、地域移行を希望するものに対して、必要な支援の実施に向けて進められたい。また、重度障害のある方の生活の場の充実に向けた検討を、障害福祉サービス事業者及び障害者団体等と連携して進められたいとしております。

続きまして成果目標の②。精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築。令和4年度より、障害者地域自立支援協議会、精神保健福祉部会の作業部会として立ち上げられた、地域移行等支援連絡会において、精神科医療機関との連携を図ることや、実際に地域移行支援等により退院された事例の中から「好事例」のケース検討等が行われている。精神障害のある人が、地域で安定した生活を送ることができるような体制づくりについて、引き続き検討を重ね、地域での生活に必要な社会資源やネットワークの構築、強化に向け取り組まれたいとしております。

続きまして7ページの成果目標③となります。地域生活支援拠点等が有する機能の充実でございます。障害者地域自立支援協議会を活用し、地域生活支援拠点等の市拠点の機能ごとに整備状況及び課題を報告し、運用状況の検証及び検討が行われている。令和5年度においては、相談支援事業所2ヶ所及びグループホーム1ヶ所を新たな拠点に位置づけるとともに、ミドルステイを実施し、地域生活支援拠点等の機能の充実が図られた。引き続き障害のある人が地域で安心して暮らしていけるよう、地域活動支援センター、短期入所事業所における体験の機会・場の活用を図る等、機能の充実に取り組まれたいとしております。

続きまして成果目標の④、福祉施設から一般就労への移行等でございます。障害者就労支援センターの利用登録者数は年々増加しており、障害のある人が能力や適性に応じて仕事に就き、働き続けられる支援が着実に実施されている。これまで市内に就労定着支援事業所はない状況が続いていたが、令和5年度には3ヶ所新規に開設された。しかし一般就労への移行者数は減少しており、障害者地域自立支援協議会、就労支援部会を中心とした、関係機関との連携強化により、さらなる就労機会の拡大及び就労定着に向けた取り組みを推進されたいとしております。

続いて成果目標の⑤になります。障害児支援の提供体制の整備等でございます。重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の開設に向けて事業者と協議を重ね、令和5年度には新規開設に至っている。また医療的ケア児支援関係者会議を活用して、医療的ケア児等への支援が進められている児童発達支援センターの令和6年度設置に向けた検討が進められており、設置後にはより効果的な支援が展開できるよう、児童のライフステージに応じた切れ目のない支援のさらなる充実に向けて、相談支援体制の強化に努められたいとしております。

続いて、成果目標⑥、相談支援体制の充実・強化等でございます。答申書8ページとなります。地域生活拠点等である、障害者基幹相談支援センター及び相談支援事業所が連携して、支援困難事例等について、情報共有が図られ、課題検討が行われているが、複雑化、複合化する支援ニーズへの取り組みや、希望するすべての人が計画（障害児）相談支援を受けられる相談支援体制の一層の充実・強化に努められたいとしております。

最後に成果目標の⑦、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築でございます。障害福祉サービス等事業者に対する指導検査や、集団指導を継続しており、関係各課で連携し、人材の育成及びサービスの質を向上させる取組が図られている。今後も障害のある人の多種多様なニーズに対応できるよう、関係機関と連携し、人材の育成及びサービスの質の向上に努められたいとしております。ここまで、答申書（案）における、障害福祉計画等の成果目標別実績評価についてとなります。

答申書（案）の最後の5、「今後に向けて」につきましては、大きく2点まとめております。1つ目は、これまでも協議会の中で意見が出されました、目標指標を実施回数としている重点事業においては、参加者の満足度や、実施したことによる効果向上に向け工夫して欲しいという旨と、あと2つ目は、引き続き、障害者地域自立支援協議会と地域課題の共有を図り、目標が達成されるよう、実施状況の把握、効果的な進行管理を努めて欲しい旨を反映し、全体の結びとしてまとめています。でございます。私からの審議事項1の資料の説明は以上となります。

大塚会長： どうもありがとうございました。それでは、ただいまの事務局の説明です。答申書（案）、それと関連した資料2の実施計画施策評価票、密接に絡み合いながらですので、両方見ながら説明をしていただきました。答申書（案）の文言、あるいは、資料2の内容についてご質問、ご意見があれば、述べていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

小堺副会長： 小堺です。質疑応答のところ進行させていただきます。答申書の文言について、ご意見ご質問などある方お受けしたいと思います。よろしく願いいたします。大谷委員お願いいたします。

大谷委員： 答申書の4ページの基本目標3の、自分らしい働き方の支援のところの真ん中辺の文章で、障害者就労支援センター利用登録者数は年々増加しており、令和5年度には310人と目標数値290人を大幅に上回り、定着支援が促進されたと評価できるって書いてあるのですが、登録者数が増えたことが、なぜそのまま定着となるのでしょうか。登録者が100%定着したわけじゃないですね。

小堺副会長： では、この登録者数と定着の関係、効果についてです。

事務局： 本日お配りしている資料4をご用意いただければと思います。資料4の3ページ

ジをご覧いただければと思います。一番左上のところに、一般就労の移行者数というデータがございまして、こちら令和5年度実績としては、就労者数が減っているというような現状がございまして、中段に、参考と書いてある資料がありまして、そこに就労支援センターの利用登録者数の推移が記載してございます。こちらを見ると、年々増えていて、令和5年度は310人ということになっております。就労支援センターが支援している方というのは、大きく分けて、企業等への就職に向けて支援する場合と、すでに企業等に就職して、その企業で働き続けられるように、定着の支援をするという2つのうちのどちらかというのが主な支援になっています。登録者数が増えているのに、就職者数が減っているというような実情、すなわち定着支援を行っている方が増えているというような現状がございまして、このような答申書の記載にさせていただいたということでございます。

大谷委員： それって正確じゃないってことじゃないですか。

事務局： いえ、就労支援センターで支援している方は、就職に向けての支援か、就職された方が長くその企業で働けるように、定着に対する支援を行うか、どちらかになりますので、就職に向けての方が今減ってしまっていて、その分逆に定着支援を行う方が増えているというような現状がございまして、これは就労支援センターで、実際に統計をとって、定着支援を希望されている方が多いというようなデータがございまして、このような記載をさせていただいたところでございます。

大谷委員： おっしゃられている意味がわからないんですけど、この参考というものは意味としては何ですか。

事務局： こちらは実際の計画の目標数値として出しているものではなくて、目標数値を見ていくための参考資料として出させていただいているものになります。

大谷委員： なぜ参考という名前なのですか。参考というのは、正確なデータではないということですか。

事務局： 目標として定めている数字ではないということです。目標として定めている数字が、どのくらい達成できているのかということの、参考となるデータとして載せさせていただいているところです。

大谷委員： 僕には、その参考という意味がわからないんですよ。

事務局： この目標となっている数字というのが、就職した方の人数ですとか、定着支援を受けられている人数がどれくらいなのかというような目標を、数字として定めさせていただいておりますので、その目標数値の進捗として、例えば、就労支援センターの登録者が増えていけば、就職する方が増えたりだとか、定着支援を受けられる方が増えたりってところもありますし、また、上の方で記載している一般就労への移行者数というのは障害福祉サービスを使っている全体での就職者数という形になりますので、就労支援センターを使っている就職者数がどれくらいなのかということも、参考として載せさせていただいているところです。こちら目標の数字を見る上で、関係している数字について、分析するための参考として載せさせていただいているものになります。

大谷委員： 参考というのはわからなかったということで進めていきますけど、あともう1つ質問で、答申書の5ページ、基本目標5自立を支援する人づくりについて、人材育成について、増えたと書いてありますが、逆に人材育成の後の定着はどこまで進んだのですか。

大塚会長： 就労定着のところはやっぱ正確ではなく、よくわからない文章になっていますので、例えば、障害者就労支援センターの令和5年度の利用登録者数は310人で、その中で移行を希望する人が何人で、定着を希望する人が何人で、それはその前の年度と比べると定着の方が増えている。こういう定着支援を希望する人が増えていると、登録している人が。そういうことであれば、地域定着支援を希望する人が増えていると言えますけども、ただ、定着支援が促進されたというのは誤解を与える言葉なので、正確に書いた方が私はいいと思いました。

小堺副会長： ありがとうございます。

大塚会長： 地域定着というと一般的には、地域定着支援の事業というものが促進されているとか、地域に定着した人が増えたというふうにとらえられますので、これは正確ではないと思います。あくまでも就労支援センターが支援する内容の中の定着という意味なので。そうしてください。

事務局： ご意見ありがとうございます。こちらの定着支援については、地域定着の方ではなくて就労の定着支援ということになりますので、表現を正確にさせていただきたいのと、就労支援センターの方でも、就労の定着支援と、一般就労への移行の支援と、それぞれどれくらいの人数を支援しているのかということも、データとしてはございますので、それを踏まえて、ここのところをもう少しわかりやすく表記を改めるように、検討させていただきたいと思います。

大塚会長： お願いします。

小塚副会長： はい。では、先ほどご質問いただいた人材育成の内容をもう一度よろしいですか。

大谷委員： もう一度言います。人材育成に取り組んだと書いてあるのですが、その人材の定着についてはどうなのかなということを質問します。

小塚副会長： 事務局の方からよろしいでしょうか。

事務局： こちらに記載のある通り同行援護の従業者養成研修と知的障害者ガイドヘルパー養成研修を令和4年度から市主催で開催しているところなのですが、おっしゃる通り研修を受けた後に、実際に事業所に登録して、そのあと、研修を生かして従事してもらえるかどうかというところは、課題となっているところです。研修を受けた人が、全員、実際に従事してもらえるかという、実際に従事されない方もいらっしゃいますので、なるべく研修を受けたすべての方が、実際に従事してもらえるように、この研修を実施していただいている委託先と市の方でも協議していきたいと思っております。

小塚副会長： 松本委員お願いいたします。

松本委員： 参考までに聞きたいのですが、研修に来られた方で大体どれぐらいの人数が登録されているのか教えてもらえますか。

事務局： 正確な数字までは、今手元に持ち合わせていないのですが、研修を受ける要件としては、実際にヘルパーとして従事していただくことを要件として設定しておりますので、登録自体は、多くの方がされているが、実際にその頻度としてどれぐらい働いていただけるかということも、課題となっておりますので、ほぼ全員の方が実際に従事していただけるように委託先とも相談しながら進めていきたいと思っております。

松本委員： 基本的にはそのあと従事する前提で講習に参加されていると。大部分の方は登録されていると。ただ実際にそういう作業をして、向いているとかいないとか自分で考えて中々そのあと、続けてくれているかどうかというのはわからないということですね。

事務局： はい。

小塚副会長： はい。ありがとうございます。阿部委員お願いします。

阿部委員： ご苦労様でした。答申書、結構穴のないように書いていただいたと思っております。ただ、5ページの基本目標4共に生きる地域社会づくりのところ、中段から後半にかけての防災対策の推進のことが結構詳しく書いてあると思いますが、令和6年1月に発生した能登半島地震により避難所が開設できない施設が相次ぎました。福祉避難所に指定はしていたのだけど、開けなくて結局使えないというのもある、これが二次災害の、かなり原因にもなっているという問題があります。最後のところに、「障害がある人をはじめとした要配慮者の避難に係る課題を共有し、具体的な方策の検討を進められたい」と書いてあります。検討を進められたいということですけど、これ正直言って、その検討をこれからやろうという段階では既にあるのではないかと私は思っています。私の所属している国分寺障害者団体連絡協議会でも今回、この個別の避難計画を作ってくださいと市に要望を出し、議会には陳情したところなのですけれども、全国的に見てもどう

しようって話になっていて既に動き始めています。8月13日の日本経済新聞の三面に巨大地震を想定した個別計画があまり進んでいませんよという記事が載っていました。進捗状況2割以下の市町村が6割という内容です。しかし、逆に言うと、4割の市町村が2割以上進んでいるということです。国分寺市の、要支援者リストは大体、2,000人弱いると聞いていますけれども、この取組はもう検討している段階ではなくて、広げていっていただきたいと思います。今実際には、市も人工呼吸器の方、20人ほどの方に対しては、この個別避難計画を作ってもらっています。20人、2,000人に対しての20人だから大体1%。なかなか一気に2,000人やるというのは難しいかもしれませんが、これはやはり緊急度の高い人から、順次広げていって最終的には登録者が全部できるような形に進めてもらわなきゃいけない。4割の市町村が2割以上やっている。国分寺は1%ですよ。まだ完成したというところは、そんな多くないと思っています。ただ、みんな取り組んでいるところですし、どんどん今進めるべき時なので、もう検討の段階ではないと思います。この文章に関しては、「法定努力義務となっている個別避難計画の策定を推進されたい」としていただきたい。これ法定努力義務です。災害基本法で規定されている内容です。努力義務というと、やらなくてもいいのだからという方もいらっしゃるかもしれませんが、そうじゃなくて推進しましょうってことが、法律で決まっているわけですから、これはもう推進しますということで記載いただきたいと思っています。それから、同じような話なのですが、次の6ページの成果目標①のところで、「重度障害のある方の生活の場の充実に向けた検討を、障害福祉サービス等事業者及び障害者団体等と連携して進められたい」とあります。これも、充実に向けた検討をしてくださいということで、これは事業者がやることであって市が直接やるわけではないので、難しいかなというふうに思っているかもしれませんが、その前段にあるところを見ると、グループホームの整備は進んだけれども、入所施設に入っている人が地域に戻ってくるのは、全然進んでいない。なぜかというのは何度も言っていますが、やっぱり重度の人の受け皿が地域ないのです。だから、戻りたくとも戻れない。結局のところは、昔ほどではなくなったが、入所施設にいかざるを得ないという中で、これも非常に切迫した問題です。そんなに多い数ではないですが、国分寺にいる重度心身障害の人たちの切迫度は非常に高いものがあります。なので、なぜここでわざわざ「に向けた検討」を入れるのかと思うのです。「重度障害のある方の生活の場の充実を連携して障害福祉サービス等事業者及び障害者団体等と連携して進められたい」と、これで十分じゃないかと思います。要するに、これができてないことによっていろんな弊害が起きているってことも見えているわけですから、それは検討じゃなくて、充実あるいは充実したいという言い方で、ここはもう少しすっきりしていただくとありがたいなと思っています。

小堺副会長： はい。ありがとうございます。ご意見としていただきましたが、事務局の方からありますでしょうか。

事務局： ご意見どうもありがとうございます。どうしてもこういった文章を書いていくと、検討という単語を使ってしまいがちになるのですが、その中身がどのようなものかっていう部分のところというのは、こういう協議の場、皆様からご意見をいただくことによって充実していくものなのだなと思うのです。阿部委員からのご意見もそういうことなのだろうなというふうに思います。なので、やる気があるのならば、検討という言葉をあえて今回外してみてもどうかというようなご意見なのかなというふうに聞いております。進めていく中にはそれでも検討の作業っていうのはやっぱりありますので、あとは市だけではなくて、他の人たちと連絡調整をしながら進めていくという部分がありますので、今この場ですぐにそれを抜きますと結論めいたことは言えないのですが、どういう表現が本当に実態に合うのかというのは持ち帰らせていただいて、もう一度相談をしてきてお示しさせていただきますというふうに考えております。

阿部委員： そのようにおっしゃると思いますけれども、これ、答申書なので、検討を促進

してくださいということを書いたのではなく、これを推進していただきたいということを書いたわけなので、切迫している問題でありながら、具体的な方策の検討を進められたいという言い方をしなければならないのか。先ほども言いましたけれども、法定努力義務となっている個別避難計画の策定を推進されたいということでもう言えば、それを受けて、市がどうするかという話ですけれども、答申書としては、検討ではなくて、やっていただきたいということを書くのは、何ら不自然ではないと思います。

事務局：ありがとうございます。協議会から受ける答申書でございますので、ぜひ皆様のご意見を反映させていく方向に検討して参りたいと思います。ありがとうございます。

小堺副会長：ありがとうございます。では松本委員お願いいたします。

松本委員：確認したいのですが、ここの地域移行の受け皿によるグループホームの整備が進んだと書いてあるのは、下の重度障害に関しては進んでいないという理解でいいのですか。ある対象の方は十分達成したけれども、下の「また」と書いてあるところが課題点として残っていると、そのような認識でよろしいのでしょうか。

事務局：この3年間でかなりグループホームの数が増えました。ただし増えたグループホームは中軽度の方向けのグループホームが増えているという現状がございます。ただ国分寺市だけでなく、近隣市も含めてなのですが、以前よりは、重度の方を受けていただけるグループホームも増えてきている現状があるのですが、まだ足りないということは、市として認識しておりますので、答申書ではこのような表現で記載させていただいたところでございます。

松本委員：軽度の方に対しては目標を大幅に達成しているのでしょうかけれども、重度に関してはできていないというのは頭にないと、読んでいて何かおかしいような感じで、すべて減ったから非常にいいというふうに、受け取ったのですが、やはり先ほども言われていましたけど、やはり「向けた」とかそういうのはやはり、私個人としては不要かなと思います。重度とかそういう課題が残っているというのは明記して、今後やっていくことを示してもらったほうがいいのではないかなど。

小堺副会長：ありがとうございます。では大谷委員お願いいたします。

大谷委員：答申書の7ページの成果目標⑤障害児支援の提供体制の整備等の文章の中で、児童のライフステージに応じたと書いてあるのですが、ライフステージという言葉にすごく僕は違和感を持ちます。成長過程とかそういう言葉だったら僕は納得できるのですが、ライフステージって20歳以上の、成人した人が選択できるような人生のときにライフステージというのかなと思うのですが、児童に対してライフステージをあてるというのは分からないのですが、どうでしょうか。

事務局：ここで使っているライフステージという単語の使い方が、皆さんと共有できるか、もしかしたら、修正した方がいいかどうかというところが出てくるのかと思います。お子さんたち、現在では18歳未満の方たちを障害児と法的には定められていますが、一番わかりやすく言うと、所属をする場所というのは変わってきます。例えば小さい子は保育園とか療育施設に入りそのあとは小学校、中学校、高校、その辺りの所属していく場の変化のことをライフステージという言い方で今表現をさせていただいている状況でございます。そんなつもりで作ってはいるのですが、もし、何か違和感があって、もっと違う文言でいいものがあつたら、ぜひご意見として伺いたいというふうに考えるところです。

大谷委員：僕としてはライフステージとこれだけ聞いちゃうと、ちょっと、ん？と思ってしまいますが、今のご解説では所属先が移り変わる過程もステージといえばステージなのかなと思いました。

小堺副会長：どうもありがとうございました。他にご意見などありますでしょうか。境委員お願いいたします。

境委員：基本目標の、共に生きる地域社会づくりのところの分野の生活環境のところの、誰もが自由に外出し、行きたい場所に行ける環境を整備しますというところ

の、想定している障害者は何障害の方ですか。

小塚副会長： 誰もが自由に外出ができるというところで想定している障害の方についてです。

事務局： 資料2の9ページの部分でよろしいでしょうか。こちらの「誰もが」という部分については計画の中に載せさせていただいている部分のところで、「障害のある方」というふうにとらえていただいでよろしいかと思ます。

境委員： ありがとうございます。さらに質問で申し訳ないのですが、知的障害の人とかがバリアフリーが進んだらどこでもいけるのかという話と、さっきのガイドヘルパーが不足しているという話は対になっているというか、一緒の話なのかなと思っているので、ここで例えばその目標通り進行しているとか、おおむね達成しているという話だと、誰もがが、誰もがじゃないのではないじゃないですかという話だと思うのです。例えばこれだと、身体障害の方であれば、ある程度その環境が整備されればそういうふうに、好きに移動ができるのかなと思うのですが、誰もがと書いてしまうと、誰もがではないのではという話なので、分野のところと一緒に括るか、別々に書くか、どっちかにした方がわかりやすいのではないのでしょうか。

小塚副会長： 書き方といますか整理の仕方といますか文言等のご意見をいただきました。事務局の方からご説明ありますでしょうか。

事務局： 確かに目標として、分野の目標を設定をしている中で、どなたに対してのことが進んだかという形の書き方にするか、もしくは全体を入れるのなら、全体としては進んでいない部分もあるけれども進んだ部分があるというような、さらにわかりやすい記載の方法があるのではないかという提案というふうにご受けとめたのですけれども、その認識が合っているのか、合っていないのであれば、もう一言追加で情報をいただけますと、非常に助かります。

小塚副会長： では境委員お願いいたします。

境委員： はい。認識的には合っているとか合っていないとかってということではないです。その言葉尻をいじりたいわけではないです。ただやはり現場にいる人間からすると、拾われている人間もいれば、拾われていない人間もいて、その拾われていない人達をどのようにして拾っていくのかというのがこの会議の趣旨なのかなと思っているので、さらに質問を加えさせていただくと、例えば、この今の計画案が、全部Aで達成できましたと言ったらその地域共生社会というのは、国分寺市としては達成できているのでしょうか。

事務局： 非常に難しい質問がまた追加されたなというふうに思っていますが、障害者の暮らしや、暮らしを支えるための支援をより良くしていくために必要と思われることを計画として定めて、それを推進していくという方向性にあることは間違いないです。これが全部できたから推進できるのかといったら正直言って違うと思います。拾いきれていない課題、達成できてない課題ももちろんある中で、その中でも、少しずつ進めていけるのは何なのかということを考えていくためにやはり計画や計画の評価という部分はあると思いますので、うまくいっていない部分に対して、どう進めていけば、よさそうかというあたりの部分については、ぜひ皆様からも、現場からのご意見も頂戴していきたいというのが我々の立場かなというふうに思っております。

小塚副会長： ありがとうございます。すべてAになったから終わりというのではなくて、常に新しい課題を考えながら、前に進めていくという方向でのご意見を、皆様からいただいていると思ますが、大塚会長ここまでのところでご意見といますか、お話いただければと思ます。

大塚会長： ありがとうございます。1つは、検討という言葉はどうするか、行政を長くやってきた者としては、検討ということはいえるのは、具体的な検討をしなければならぬ、あるいは検討委員会を設置してそれについて委員を定めて、1年間にわたってあり方を検討するとかということにむしろなってくるので、検討という言葉

は、非常に具体性を問われるということですので、その辺についても配慮して言葉を選んでいく必要がある。もちろん課内の職員による検討だけで済むということの中で考えているのであればいいですが、一般的には検討するというものを、このようなどころに入れるということは検討会を設置すると、それによって方向性を出すという意味が非常に一般的な行政の中で、私の経験の中では強いものになるというふうに思っています。それからもう1つ誰もがというところで、ここに書いてあるところの誰もがというのはバリアフリーも含めた、身体障害の方を対象にしているので、おっしゃる通りもし誰もがということであれば、知的障害などの方の移動支援も含めたそういうことも書かなければならないので、書いてしまっているからしょうがないですけども、今後は障害者ということにした方がむしろ説明がつきやすい。反対に、知的障害の方も含めてきちんと書き入れるのであれば、誰もがという言葉を残してもいいのではないかという印象を受けました。それから、答申書の全体を見て、国が出している第6期の障害福祉計画の中においての整合性というものを考えてみました。大抵のことは入っているので、よろしいですけども、1つは、6ページの成果目標の①福祉施設の入所者の地域生活への移行というのがあります。その6行目になります。地域移行を希望するものに対して必要な支援の実施に向けてということがありますけれども、実際に地域移行というのは本人の意思を尊重するとか自己決定だとか意思決定と非常に結びついています。それで今回の第6期の障害福祉計画の基本理念の中には、一番に障害者の自己決定、意思決定を入れなさいということになっているので、ここにはやはり本人の意思の尊重に基づく必要な支援とか、意思決定支援に基づくとかという言葉が入っていないので、入れたほうがいいのではないかなと思っています。もちろん、それぞれの事業所の中において市が意思決定支援の研修を行っている等の実績があれば、それも含めて書いた方が形になるのではないかなと思っています。それから7ページ、(5)成果目標⑤に医療的ケア児のことがあります。国分寺市は医療的ケア児のことは、大変進んでいると思っていて、いいことだと思います。医療的ケア児の部分の目標は、医療的ケア児コーディネーターを配置するということが、第6期の主要な目標であります。国分寺市のコーディネーターの方に配置という言葉を使っていかがわかりませんが、コーディネーターというような役割を入れることや、そのような仕事をなさっているという事実があるので、コーディネーターのことも書いたほうが良いのではないかなと思っております。それから8ページの相談支援体制の充実・強化等の部分なのですが、3行目によりよい支援ということがあります。よりよいというのは、抽象的でよくわからないので、これも第6期の障害福祉計画の中には、総合的・専門的な相談支援の実施ということを入れなさいと書いてありますので、総合的・専門的な相談支援体制の実施に向けた取組が継続されるというふうに書いた方がよいのではないかという印象を受けました。国の第6期障害福祉計画と文言等との整合性とかということで。あとはほとんど入っているので、私は良いものになっていると思っています。

小堺副会長： ありがとうございます。阿部委員お願いいたします。

阿部委員： 今回の会長のご説明ですと、検討という言葉は非常に重くて、公的な検討会を作るということ为前提とするという話ですね。だとすると、私が先ほど申し上げた個別避難計画を作っていくというところとか重度障害の方の生活の場を充実させていくということに対して、公的な検討会みたいなものの設置を前提として、この文言を使っているという理解でよろしいでしょうか。

小堺副会長： 事務局お願いいたします。

事務局： 会長におかれましては様々整理をさせていただいてありがとうございました。今の阿部委員のご質問でございますけれども、例えば、施策推進協議会は条例に設置をされている協議会ですので、公的の中でも公的な位置付けがありますが、この答申案を作ったときは、そういった例規に基づく公的な協議会等により検討するというような想定はしておりませんでした。ただ、特に防災の部分におきまし

ては、現在、庁内検討会のレベルではございますが、単語に出ていた福祉避難所の部分については、そういった協議会という場を設置しなくても、その方たちと意見を交換する会を進めていこうという話が内部でも出ておりますので、何かの例規に定めた会というわけではなくても、周りのいろいろな関係者を含めた会議として、設置があり、検討していこうという状況にあるということでは、そういう意味合いぐらいまでの検討という使い方をしてございました。

阿部委員： 要は検討にもいろいろな程度があって、公的な場でやるものから、関係者たちで話合うものまで様々あると思います。でも、公的なものでないのであれば、これを進めると言えば済む話のところに、なぜわざわざ検討していかけてしまうのか。これは答申なので、やっていただきたいということは書いていいと思います。会長いかがですか。

小堺副会長： 会長からご意見ありますでしょうか。

大塚会長： 検討という言葉を入れることによって、具体的に検討委員会を作るかということになってしまうとこれもまた、行政としてはそれだけで、非常に莫大なエネルギーを要することになりますので、その言葉遣いをどのように考えるか。たとえ検討であったとしても、前向きに進めたいという、ニュアンスが入ればいいのではないと思っております。

小堺副会長： ありがとうございます。では、他にご意見などいかがでしょうか。では、大谷委員。

大谷委員： 施策評価票の8ページにある4-1共に生きる地域社会づくりのところですが、達成状況評価に令和3年度から令和5年度は、Aで目標以上に達成したとあるのですが、国分寺ぶんぶんチャンネルと書いてあるのですが、好評を博していると書いてあります。しかし、知らなかったのも、あまりどういうチャンネルなのかということも正直分かっていなくて、あと再生数とかどうなのかと気になったところです。これはAなのでしょう。

小堺副会長： 施策評価票8ページの、評価のご説明を頂いても良いでしょうか。ぜひお願いいたします。

事務局： こちらぶんぶんチャンネルについては、好評のご意見を多数いただきましたので、そこを取って好評を博していると記載をさせていただきました。福祉のことだけやっているわけではなくて、国分寺市の取組を皆さんに知っていただくために全般的にやっているものです。その中で、我々が取り上げていただきたいとお願いをした福祉の内容がありますので、ご覧になったことのない方は、YouTubeでぜひ一度ご覧いただくとありがたいと思います。達成状況評価について、情報アクセシビリティの部分で、重点事業として取り組んできた内容のものについては、当初予定をされていたものよりは、取組が進んだものが多くございました。4つ事業がある中で、目標以上に達成したものが3事業、おおむね達成したものが1事業として、多様な媒体を活用して発信するという部分については、今のYouTubeのお話や、去年の秋頃から市報のづくりがずいぶん変わってきていたり、そういった部分のところをとらえて、発信の仕方としては、当初よりも進められたというようなことを、評価の軸にしているところでございます。

大谷委員： ありがとうございます。関係ないかもしれませんが、国分寺市役所の前に、「この街が好き、ずーっと一緒。」と貼ってあって、あれいいなと思いました。市民意識という堅苦しいですが、いい言葉だなと思いました。

小堺副会長： 事務局お願いいたします。

事務局： 市政施行60周年を記念して作られた標語、ロゴ等もございまして、ご感想をいただきまして非常にありがたいです。

小堺副会長： ありがとうございます。皆様ご意見いただきありがとうございます。では、ここで質疑応答等、終わりにしまして大塚会長に戻させていただきます。

大塚会長： ありがとうございます。皆様からご意見をいただいて、事務局として入れられるもの入れられないもの整理、検討していただきたい。ただ団体に持ち帰って

ということもあるかもしれませんが、9月6日（金）まで、引き続き意見は受け付けるということでよろしいですね。それをもとに、答申の案を固めるということをお願いいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。それでは次はその他、国分寺市障害者施策推進協議会のスケジュール（案）について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局： 今後の開催予定についてご案内させていただきます。次回協議会は、令和6年10月4日（金）に、cocobunji プラザリオンホールでの開催を予定しております。

大塚会長： ありがとうございました。それでは皆様のご協力のもとに、スムーズに済んだと思います。では令和6年度第2回国分寺市障害者施策推進協議会を終わりたいと思います。どうもご協力ありがとうございました。

——了——